



有田川町 告示 第 78 号

公 示 送 達 書

下記の書類は、当役場税務課に保管してありますので、御来庁のうえ受領して下さい。

令和8年7月3日

有田川町長 坂頭 徳彦



記

送達を受けるべき者

送達する書類の名称	文書番号	氏 名
令和8年7月3日発送の書類	8有田川町-税務第895号	佐藤 魁

(注意)

地方税法第20条の2第3項の規定により掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。